

共同 CMS 利用規定

第 1 条（共同 CMS の内容）

この規定でいう共同 CMS とは、当社と金融情報ネットワーク運営協会（以下「運営協会」といいます）に対し所定の申込み手続を完了し、その双方の基準に適合した方（以下「利用者」といいます）と当社とが、運営協会が運営する共同 CMS センター（以下「CMS センター」といいます）を経由して当社との取引に関するデータを通信回線を通じて授受するサービス（以下「本サービス」といいます）をいいます。

第 2 条（業務取扱の開始）

データの授受の取扱い開始日は上記 1 の申込み手続が双方とも完了したときに運営協会より利用者に対して通知します。

第 3 条（授受データの範囲）

授受データの範囲は、本申込書および運営協会所定の申込書により契約したデータとします。

第 4 条（一括データ伝送に係る個別契約の締結）

一括データ伝送サービスの利用を申込むにあたっては、当社所定のデータ伝送に関する契約書等を締結し、取扱細則を定めます。

第 5 条（一括データ伝送の取扱い）

- (1) 当社は、受信したデータにもとづき振込・振替に関する事務の処理を行います。
- (2) データの送信に際しては、あらかじめデータの種類、指定日、合計件数、金額等を別途当社所定の方法により当社へ通知してください。なお、当社へ通知なく伝送されたデータについては前項の処理がなされない場合があります。又、そのために発生した一切の損害について、当社は責任を負いません。
- (3) 利用者が CMS センターへデータを送信した後においては、データの取消・変更を行わないものとします。
- (4) 総合振込、給与振込（賞与振込を含みます）をご利用の場合、振込資金は「振込代り金引落指定預金口座」で指定された預金口座から口座振替の方法により引落し充当するものとします。
この場合、預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とします。
- (5) 振込代り金の引落しに際して、引落金相当額が当該預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるときは、当社が受信したデータの取扱いを中止することがあります。

第 6 条（マルチバンクレポートの取扱い）

当社が CMS センターに取引情報を送信した後に、取引内容に変更が生じた場合は利用者
に通知することなく既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。

第 7 条（機密保持）

利用者は、本サービス利用により知り得た情報について第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は利用者が負うものとします。

第 8 条 (変更・解約)

- (1) 利用者は、本サービス利用内容・届出事項を変更するとき、その変更内容を当社所定の申込書等により、事前に当社あて届出るものとします。
- (2) 本サービスは、利用者または当社の都合によりいつでも解約できます。ただし、利用者の都合により解約する場合は、所定の申込書により当社に届出るものとします。
- (3) 本サービス利用内容の変更または解約は、当社および運営協会の手続が完了したときより有効とします。
- (4) 上記(3)の手続き完了の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 9 条 (本サービスの障害)

本サービス利用に関し、天災・火災・騒乱等の不可抗力またはコンピュータ及び付帯設備等あるいは通信回線の故障その他当社の責に帰すことのできない事由により発生した障害に起因する一切の損害について、当社は責任を負いません。

第 10 条 (問題発生時の解決)

利用者および当社は、データ授受に関して生じた問題の解決にあたり、その責任の範囲が明確でないときは、当社またはCMSセンターの機械記録を基にその問題解決にあたるものとします。

第 11 条 (取扱手数料)

運営協定所定の申込書および表記申込書により取扱手数料引落指定口座を当社預金口座とした場合、運営協会所定の日に取扱手数料引落指定口座から運営協会所定の手数料及び税額の合計金額を口座振替の方法により引落すものとします。
この場合、預金規定・当座勘定規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の振出しは不要とします。

以上